

碧南市教育委員会 3 月定例会議事日程表

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）
午後 2 時～
碧南市役所 4 階 庁議室

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

- ア 碧南市就学援助費事務取扱規程の一部改正について（資料 1）
（庶務課）
- イ 碧南市教育委員会後援等の使用承認に関する基準の一部改正について（資料 2）
（庶務課）
- ウ G I G A スクール端末調達に係る計画書について（資料 3）
（庶務課）
- エ 令和 7 年度職員の人事異動について（当日資料）
（教育部）

(2) その他

- ア 各課報告
- イ 今後の予定
 - (ア) 市制記念式典 4 月 5 日（土）午前
芸術文化ホール
 - (イ) 西三河地方教育事務協議会会議、教育委員代表者会議（大村委員）
4 月 1 6 日（水）午後 3 時から
西三河総合庁舎
 - (ウ) 4 月定例会 4 月 2 2 日（火）午後 2 時から
碧南市役所 4 階 庁議室

5 閉会の辞

教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
2月27日	木	本会議（2日目）	議場
2月28日	金	本会議（3日目）	議場
3月2日	日	碧南市民駅伝大会	臨海公園ドーム
3月3日	月	本会議（4日目）	議場
3月3日	月	予算審査特別委員会	議員大会議室
3月5日	水	校長会議	文化会館
3月5日	水	市教育論文表彰式	教育委員会室
3月6日	木	碧南市スポーツ推進審議会	臨海体育館
3月7日	金	中学校卒業式	東中学校
3月7日	金	臨時教育委員会	教育委員会室
3月8日	土	少年少女発明クラブ入会式	文化会館
3月8日	土	珠算優良生徒表彰式	商工会議所
3月10日	月	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部	庁議室
3月11日	火	総務文教分科会	議員大会議室
3月12日	水	教頭会議	文化会館
3月12日	水	美術館協議会	藤井達吉現代美術館
3月13日	木	図書館協議会	市民図書館本館
3月15日	土	HEKINANカップ（U－12）開会式	碧南緑地ビーチコート
3月17日	月	予算審査特別委員会	議員大会議室
3月19日	水	小学校卒業式	棚尾小学校
3月19日	水	定例教育委員会	庁議室

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
3月21日	金	表敬訪問（アジアトライアスロンジュニア選手権結果報告）	応接室A
3月22日	土	消防団・予備隊入退式	文化会館
3月24日	月	本会議（5日目）	議場
3月27日	木	文化協会総会	文化会館
3月28日	金	表敬訪問（日本クラブユース女子サッカーチャレンジカップ（U-18）結果報告）	応接室A
3月31日	月	辞令交付式（退職者、退職教員、昇任者、新規派遣職員、教育長）	会議室4・5等
3月31日	月	教育長退任あいさつ式	会議室4・5
4月1日	火	辞令交付式（教育長、新規採用職員、派遣終了職員、管理職教員、転任教職員、公平委員、転入・新規採用教職員、新規採用医師）	市長室等
4月1日	火	教育長就任あいさつ式	大会議室
4月1日	火	年度始め式	大会議室
4月3日	木	新就職者を励ます会	商工会議所
4月4日	金	市制記念式典リハーサル	会議室1
4月4日	金	スポーツ推進委員会	臨海体育館
4月5日	土	市制記念式典	芸術文化ホール
4月6日	日	少年野球入団式	臨海グラウンド・ドーム
4月6日	日	平和祈念祭	明石公園
4月7日	月	幼保合同園長会	談話室3
4月8日	火	表敬訪問（All Japan Cheerleading&Dance Championship USA All Star Nationals出場報告）	応接室A
4月8日	火	青少年育成推進員連絡会	文化会館
4月14日	月	校長会議	議員大会議室
4月15日	火	教頭会議	談話室3
4月16日	水	西三河地方教育事務協議会会議	西三河総合庁舎
4月16日	水	教育委員代表者会議	西三河総合庁舎
4月17日	木	三河部都市町村教育長協議会	へきしんギャラクシープラザ
4月22日	火	定例教育委員会	庁議室

碧南市教育委員会 2 月定例会 会議録

1 日時 令和 7 年 2 月 2 6 日（水） 午後 2 時から午後 3 時 3 6 まで

2 場所 碧南市役所 4 階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 大村 幸、委員 岡本 明弘、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、
教育長 生田 弘幸

(2) 事務局職員

教育部長 山田 昌宏、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 森川 和浩、
生涯学習課長 榊原 圭司、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 杉浦 宏真、
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 井上 貴光

4 傍聴者 0 人

5 議案

(1) 協議事項

- ア 碧南市教育委員会事務局等处務規則の一部改正について
- イ 令和 7 年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について

(2) 報告事項

- ア 令和 7 年度策定碧南市実施計画について
- イ 令和 7 年度教育委員会各課主要事業について
- ウ 令和 6 年度 3 月補正予算（案）について

(3) その他

6 会議の概要

日程第 1 開会の辞

日程第 2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第 3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に大村幸委員と榊原京子委員を指名し、事務局案で

承認された。

日程第4 議案

協議事項ア 碧南市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

庶務課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 アジア競技大会推進室ですが、碧南市で行われる競技に関することを業務を行うのですか。

庶務課長 碧南市ではビーチバレーが開催される予定であり、ビーチバレー競技の盛り上げや調整を行うために設置されます。

スポーツ課長 当市のビーチコートの東側駐車場に仮設のコートと観客席を組織委員会で作っていただきます。パリ五輪も東京五輪も仮設のコートで行われました。収容人数は、1,200名の予定です。

審議の結果、承認された。

協議事項イ 令和7年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について

学校教育課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 朝食を食べない子どもに対して、具体的な対策はありますか。

学校教育課長 委員会などを使って、キャンペーンを行っている学校も結構あります。昨日開催された学校保健会役員会の席では、痩せすぎの子どもをほっておいてはいけないと指導を受けました。家庭との連携を充実し、あの手この手で、朝食を食べる子どもの増加を図っていきたいです。

審議の結果、承認された。

報告事項ア 令和7年度策定碧南市実施計画について

庶務課長が資料3に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員 ICT支援員は、今後も継続して予算計上していくのですか。

学校教育課長 様々なソフトの更新がされること、文部科学省からの全国学力テストなどで新たなものが導入されること、タブレットの更新がされることもあり、ＩＣＴ支援員は必要ですので、予算計上を継続していきたいと考えています。

岡 本 委 員 外部委託ではなく、内部の教育現場では育成は行わないのですか。

学校教育課長 教員の資質向上にＩＣＴ支援員は寄与していただき、進歩はしています。

教 育 長 教員のみでＩＣＴの作業を行うことは、その変化と進化についていけないということがあります。一部の人員に研修を行っても、追いつけない部分です。

岡 本 委 員 民間では、数年かけて養成を行っています。保全やウイルス対策は外部に出すと時間がかかってしまいます。学校でもできると良いかと思います。

審議の結果、了承された。

報告事項イ 令和７年度教育委員会各課主要事業について
各課課長が資料４に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡 本 委 員 美術館でイヤホンガイドをつけましたが、様々な絵画の背景を説明いただけましたが、付加価値を高めるためにも、絵画の見方の説明があると良いと思います。

また、少人数指導、学校生活支援では、必要な時間に足りる人員の確保は工夫されていますか。

美術館副館長 イヤホンガイドでは、不特定多数の方にお聞きいただくため、一般的な絵画の概要説明になってしまいます。学芸員とコミュニケーションをとっていただき、聞いていただくのが良いかと思います。ただ、作品の見方は人それぞれですし、学芸員の考え方の押し付けになってしまう可能性があります。個人の関心に基づいて見ていただけるのが、一番かと思います。

学校教育課長 少人数指導の人員は、ほぼ常勤に近いもので、授業はしっか

りで行えています。

ただ、会計年度任用職員であるスクールアシスタントは、給与単価の上昇、期末勤勉手当の支給もあり、扶養範囲内で働くことを希望されている方が多く、働けるのに働けない方がおり、対応に苦慮しております。その結果、支援のニーズを満たせていない形になっています。正規の教員が関わるなど、なんとかやりくりをしています。

審議の結果、了承された。

報告事項ウ 令和6年度3月補正予算（案）について

関係課長が資料5に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、了承された。

（午後3時36分 閉会）

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和7年3月19日

委員

委員

協議事項ア 碧南市就学援助費事務取扱規程の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

令和 7 年 4 月 1 日に愛知県立高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）が開校することに伴い、附属中学校に在学する生徒の保護者に就学援助費の支給を可能にするとともに、事務事業との整合性を図るため、訓の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 用語の定義規定の追加（第 2 条関係）

訓に次に掲げる用語の定義を規定する。

- ア 要保護者 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- イ 準要保護者 教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- ウ 措置者 前年度又は当該年度において、別表に掲げるいずれかの措置を受けた者
- エ 特別援助者 教育委員会が特に援助の必要があると認める者

(2) 就学援助対象者の追加（第 3 条関係）

就学援助の対象となる者に、次のいずれかに該当する者で、措置者又は特別援助者のうち在学する区域の教育委員会又は学校の設置者と協議のうえ認定した要保護者又は準要保護者であるものを追加する。

- ア 市内に住所を有する市外の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者
- イ 市外に住所を有する碧南市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者

(3) 字句の整理（第 1 条、第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び別表関係）

訓中の字句を適切な表現に改める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

碧南市訓第●号

庁 中 一 般

碧南市就学援助費事務取扱規程の一部を改正する訓を次のように定める。

令和 7 年 3 月●日

碧南市長 小 池 友 妃 子

碧南市就学援助費事務取扱規程の一部を改正する訓

碧南市就学援助費事務取扱規程（平成 3 0 年碧南市訓第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童又は生徒」を「学齢児童（以下「児童」という。）又は学齢生徒（以下「生徒」という。）」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この訓において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 準要保護者 教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (3) 措置者 前年度又は当該年度において、別表に掲げるいずれかの措置を受けた者
- (4) 特別援助者 教育委員会が特に援助の必要があると認める者

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条中「第 7 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 4 条から第 6 条まで」を「第 5 条から第 7 条まで」に、「第 4 条中」を「第 5 条中」に改め、「、第 6 条第 2 項中「作成し、これを 4 月末日までに」とあるのは「作成して」と」を削り、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「第 3 条第 1 項各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、各号に定める支給時期にかかわらず、支給することができる。

第 8 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 学用品費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時期

ア 1 学期分 7 月又は入学年度開始前の 3 月

イ 2 学期分 1 2 月

ウ 3 学期分 3 月

第 8 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 通学用品費、校外活動費、学校給食費及びオンライン学習通信費 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時期

ア 1 学期分 7 月

イ 2 学期分 1 2 月

ウ 3 学期分 3 月

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条第 2 項を削り、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項第 5 号中「鞆」を「かばん」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(就学援助対象者)

第 3 条 就学援助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 碧南市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者で、市内に住所を有する要保護者のうち教育委員会が認定したもの

(2) 碧南市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者で、次のいずれにも該当するもののうち教育委員会が認定したもの

ア 市内に住所を有する準要保護者

イ 市内に住所を有する措置者

(3) 特別援助者のうち市内に住所を有する準要保護者であるもの

(4) 次のいずれかに該当する者で、措置者又は特別援助者のうち在学する区域の教育委員会又は学校の設置者と協議のうえ認定した要保護者又は準要保護者であるもの

ア 市内に住所を有する市外の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者

イ 市外に住所を有する碧南市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

措 置
生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条に規定する市町村民税の非課税
地方税法第 323 条に規定する市町村民税の減免
地方税法第 72 条の 62 に規定する個人の事業税の減免
地方税法第 367 条に規定する固定資産税の減免
国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条及び第 90 条に規定する国民年金保険料の免除
碧南市国民健康保険税条例（平成 2 年碧南市条例第 11 号）第 31 条に規定する国民健康保険税の減免
児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に規定する児童扶養手当の支給
愛知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による貸付け

附 則

この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項イ 碧南市教育委員会後援等の使用承認に関する基準の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

市長部局（秘書課）の後援基準が一部改正され、申請手続期限が短縮される。市長部局の基準と合わせるため、基準の一部を改正する。

2 改正の概要

（1）申請期限の変更（第 4 条関係）

申請期限について、当該事業開催日の 60 日前から 30 日前に変更する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

協議事項ウ GIGAスクール端末調達に係る計画書について（庶務課）

【愛知県碧南市】
端末整備・更新計画

1 児童生徒数の推移等

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	5,955	5,872	5,826	5,743	5,645
②予備機を含む 整備上限台数		6,752	6,699	6,604	6,491
③整備台数 (予備機除く)		5,872			
④③のうち基金事 業によるもの		5,872			
⑤累積更新率		100.00%			
⑥予備機整備台数		194			
⑦⑥のうち基金事 業によるもの		194			
⑧予備機整備率		3.30%			

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値

2 端末の整備・更新の考え方

現端末(令和2年度導入 教職員用含む 6,600 台)については、令和7年度末まで使用し、令和8年度から新端末(令和7年度導入)の利用を開始します。予備機の整備方針については、GIGAスクール第1期の故障率(約2%/年)を鑑み、令和7年度時点で各校約 15 台とします。

3 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について(対象台数 6,600 台)

現端末についてはリース期間終了後、無償譲渡となります。学校において非常勤講師等の職員が使用する端末としての活用や、オンライン授業の配信を行う補助端末としての活用を想定しています。また、一部については公共施設等での再利用を予定しています。再使用の予定のない端末についてはデータ消去を処分業者へ委託し、有償売却を予定しています。

4 スケジュール(予定)

令和7年12月 有償売却事業者選定

令和8年 4月 新規購入端末の使用開始

令和8年 8月 使用済端末の事業者への引き渡し

【愛知県碧南市】
ネットワーク整備計画

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）について

(1) 対象学校数

12校（小学校 7校、中学校 5校）

(2) ネットワーク速度が確保できている学校数

12／12校

(3) 総学校数に占める割合

100％

※学校規模ごとの当面の推奨帯域（令和6年4月26日付け文部科学省通知にて示された基準）を満たしているか確認するため、集約SW直下に有線での帯域測定を実施しました。

2 今後のネットワーク環境の整備計画について

現状、授業に支障が出るようなネットワーク接続に関する大きな問題は起きておりません。しかし、学習者用デジタル教科書の普及を始めとしたクラウドを利用したGIGAスクール端末のさらなる活用が今後見込まれますので、必要に応じてネットワーク環境の調査や見直しを実施します。

また、各学校に設置してあるネットワーク機器については耐用年数を鑑み計画的な機器等の更新を行う予定です。

【愛知県碧南市】

校務のD X計画

1 はじめに

本市では校務支援システムを活用し、情報を一元管理し、共有・再利用することにより、校務の効率化及び教育の質の向上を進めてきました。

1人1台端末導入後は、授業支援ソフトウェアやデジタルドリル等を活用し、児童生徒の学習のデジタル化を進めてきました。また、令和6年度には、保護者連絡アプリを変更し、学校と保護者間の連絡（保護者からの出欠席連絡、学校からの配付文書）をデジタル化しました。今後も校務の面でデジタル化を一層進めることにより校務負担軽減を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導を進めていきます。

学校現場においては依然として紙ベースの資料が多くみられます。そのため、業務の円滑化・効率化の観点から、各種デジタル化及びペーパーレス化を積極的に進めていく必要があります。本市では、これまでの現状を踏まえて、今後の具体的な取り組みを次の通り定めます。

2 現状

令和6年度に行われた「G I G Aスクール構想の下での校務D Xチェックリスト（学校向け）」（以下、チェックリスト）の自己点検結果から、計画の見通しを立てて、方策を探っていきます。

(1)チェックリスト（学校向け）項目のうち、すでに一般化している項目

NO.	質問項目	実施率	効果実感度
28	教職員に校務用の個人メールアドレスが付与され、業務で利用している。	100.0%	58.3%
8	学校徴収金で口座振替を活用している（完全・半分以上）。	91.7%	90.9%
18	教職員間の情報共有や連絡にクラウドサービスを取り入れていますか。	91.7%	90.9%
1	欠席・遅刻・早退連絡をP C・モバイル端末等から受け付け、学校内で集計している（完全・半分以上）。	83.3%	100%
33	学級・学校経営に有効な教育データ等が、必要な職位に応じてアクセス権限が設定されるとともに、活用しやすいように整理され、閲覧できる。	83.3%	70.0%
15	職員会議の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化している（完全・半分以上）。	66.7%	100%
31	校務支援システムへ新入学児童生徒の名簿情報を登録する際、データを処理して入力するか、学校での入力はいらない。	66.7%	100%
3	学校から保護者へのお便り・配布物をクラウドで一斉配信している（完全・半分以上）。	50.0%	83.3%

タブレット端末が整備されて以降、M i c r o s o f t社「T e a m s」（以下「T e a m s」という）を使って先生方が学年等のグループを作成し、タブレット端末で情報交換することが一般的になってきています。

本市では、令和6年度から保護者連絡アプリであるC l a s s i・E D U C O M「t e t o r u」（以下「t e t o r u」という。）を導入し、保護者への連絡や各種便りの配布、保護者からの欠席・遅刻・早退連絡を、P C・タブレット端

末等から確認でき、校務支援システムへ反映できるようになっています。

また、令和6年9月の校務支援システムの更新にともなって教育ダッシュボードを実装しました。この実装により「学校ボード」、「児童生徒ボード」の各種教育データ等が閲覧できるようになりました。職員会議の資料のペーパーレス化も少しずつ広がり、半数を超える学校で行われています。

(2) 一部で活用が始まっており、その効果が実感されている項目

ア アンケートに関するもの

No.	質問項目	実施率	効果実感度
24	教職員への調査・アンケートをクラウドで実施・集計している（完全・半分以上）。	50.0%	83.3%
5	保護者への調査・アンケート等をクラウドで実施・集計している（完全・半分以上）。	25.0%	100%
11	児童生徒への調査・アンケート等をクラウドで実施・集計している（完全・半分以上）。	16.7%	100%

アンケートを手作業で実施・集計するには時間がかかります。対象が多ければ、この作業が学級担任にも課せられます。これらをMicrosoft社「Forms」（以下「Forms」という。）などのアプリを活用することで、働き方改革は大きく前進します。

イ ペーパーレス化に関するもの

No.	質問項目	実施率	効果実感度
19	学校内外の行事日程、施設や特別教室の利用予約を、クラウドで共有し、いつでも確認できる（完全・半分以上）。	50.0%	83.3%
23	授業研究会や校内研修等での協議にクラウドを活用している。	16.7%	100%
14	クラウドサービスを活用し、授業中の小テスト等にCBTを取り入れている。	8.3%	100%
29	「FAXの利用が例外的に必要な業務」以外の業務にFAXを使用していない。	8.3%	100%

授業研究会や校内研修では、多くの紙媒体の資料が配布されます。拡大印刷機を用いたA1サイズの資料もあれば、付箋紙の数も膨大です。小テストも多くの紙媒体で行われます。FAXの利用は、給食センターや民間事業者など外部とのやりとりがほとんどです。相手方がFAXでの報告・連絡を求めるため学校がそれに応じている現状があります。

ウ 時間の効率化に関するもの

No.	質問項目	実施率	効果実感度
20	教職員が作成した教材等をクラウドで共有し活用している（完全・半分以上）。	33.3%	100%
4	保護者から学校への提出資料をクラウドで受け付けている（完全・半分以上）。	8.3%	100%
6	保護者との日程調整をクラウドで行っている（完全・半分以上）。	8.3%	100%
16	職員会議の検討事項を、クラウドで事前に情報共有し、意見を求めている（完全・半分以上）。	8.3%	100%
22	校内研修に、オンデマンド視聴を取り入れている。	8.3%	100%

教職員が作成した教材等を共有することについては、市役所センターサーバー上で共有されており、活用されています。しかし、クラウドで共有されるようになれば、教職員が時間や場所に限定されずにタブレット端末で教材を吟味

することができます。

エ その他

No.	質問項目	実施率	効果実感度
32	端末のパスワードの管理を児童生徒に任せている。	16.7%	100%
10	児童生徒への各種連絡をクラウドで配信している（完全・半分以上）。	8.3%	100%

パスワードの児童生徒管理は、児童生徒に十分な予備知識があること、また、児童生徒がパスワードを忘れてしまったときの対処法を担当がもっていることが必要です。

(3)一部で活用されているが、効果を感じられていないもの

No.	質問項目	実施率	効果実感度
30	業務で押印が必要な書類はない。	25.0%	0%
2	業務時間外の保護者からの問い合わせや連絡事項を、PC・モバイル端末等から受け付ける体制を整えている。	8.3%	0%

押印については、教員の働き方改革に直接的な効果があるものではありませんが、ペーパーレス化には大きな効果があります。保護者からの連絡を業務時間外で受け取ることについては、教職員の働き方改革と必ずしも一致しているとはいえません。

(4)市内でまだ活用されていないもの

No.	質問項目	実施率
7	学校説明会や保護者面談などにオンライン形式を取り入れていますか（完全・半分以上）。	0.0%
9	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を、家庭で利用できるようにしていますか（毎日持ち帰り）。	0.0%
12	宿題（学期中のもの）をクラウドやデジタルドリル教材で実施・採点している（完全・半分以上）。	0.0%
13	宿題（長期休暇中）をクラウドやデジタルドリル教材で実施・採点している（完全・半分以上）。	0.0%
17	職員会議をハイブリッド（対面・オンライン）で実施している（完全・半分以上）。	0.0%
21	授業研究会や校内研修等をハイブリッド（対面・オンライン）で実施している（完全・半分以上）。	0.0%
25	教職員から学校へ提出する事務手続き資料をクラウドで受け付けている（完全・半分以上）。	0.0%
26	学校から教職員に紙で提出を求めている書類はない。	0.0%
27	長期休暇期間（夏休み等）の教職員の動静調査をクラウドで実施・管理している。	0.0%
34	生成AIを校務で活用している（完全・半分以上）。	0.0%

市内での活用が進んでいない項目からは、いくつかのキーワードを見出すことができます。「オンライン」、「持ち帰り」、「事務手続き」、「生成AI」です。

なかでも他の項目に大きな影響を与える項目が9の「タブレット端末の持ち帰り」です。

「事務手続き」など、事務職員を介して行われる事務処理には、紙媒体で提出を求められているものが少なくありません。ただし、項目25、26、27については、クラウドで行うことができるものでもあります。

「生成AI」については、学校での効果的活用やその弊害などを研究し、あり

方を検討していきます。

3 今後の計画

(1)先進的な取組の事例紹介の推進

上記2の(2)「一部で活用が始まっており、その効果が実感されている項目」では、本市の学校のなかですでに活用がはじまっており、その上、学校現場でその効果を感じられているものを確認しました。これらの利用率を高める方策としては、すでに活用している学校の方策をしないで共有し、利用を促していきます。

(2)FAXの使い方及び押印の見直し

上記2の(3)「一部で活用されているが、効果を感じられていないもの」のうち、FAXの見直しは、ペーパーレス化を進める効果があります。本市では教職員一人一人にアドレスを付与しており、電子メールで連絡、報告が行えますので、FAXの使用を控える依頼などを教育委員会から働きかけていきます。ただし、FAXを廃止するものではありません。FAXは、不審者情報（緊急）を市内に連絡する手段としては有効です。また、災害時には、電信が信頼できる通信手段のひとつになります。メールなどで代替できるものについて、見直しを進めていきます。

また、押印・署名もペーパーレス化を阻害しています。保護者や関係機関への提出文書の見直しを図っていきます。

(3)ペーパーレスの推進

多くの学校で校務系サーバー等に保存した電子データの閲覧を行ってきました。それに加え、一人一台端末導入後は、t e t o r uで教職員と保護者間の連絡、配付文書のデジタル化を進めてきました。教職員が端末を持って移動することから、T e a m sを活用することも可能になりました。

アンケートについては、多くの学校でF o r m sの利用が広がってきました。その結果、教職員間のアンケートにおけるペーパーレス化を推進できています。今後は教職員と保護者間のアンケートや提出書類のデジタル化も進めるためにクラウドサービスの活用をさらに推進していきます。

これらに加えて、学校間をまたぐ会議等にもクラウドサービスを活用するなど会議資料のペーパーレス化を推進していきます。

(4)ゼロトラスト環境の構築

ア 校務系及び学習系ネットワークの統合

本市では、教育ネットワークは学校管理業務や学校事務を中心とした児童生徒の個人情報を取り扱う「校務系ネットワーク」、児童生徒が授業で利用する

「学習系ネットワーク」に分離しており、インターネットから児童生徒の個人情報等にアクセスできない構成になっています。

今後、教職員の業務効率化と教育活動充実を目指し、ゼロトラストセキュリティの考え方に基づき、アクセス制御によるセキュリティ対策を十分講じたうえで、校務系・学習系ネットワークの統合について調査研究を進めていきます。

イ 校務支援システムのクラウド化

現在、校務支援システムはオンプレミス型（市役所センターサーバー上）で運用しており、教職員の連絡共有、児童生徒の学籍情報の管理、出欠席・成績管理、通知表・指導要録の作成など幅広い業務で利用しています。

校務の効率化を推進し教職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化を進めるために校務支援システムのクラウド化を目指します。校務支援システムの次期更新時のクラウド化に向け、学校現場の教職員との情報共有や、全国の先進自治体の動向を調査します。

【愛知県碧南市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

変化の激しい時代に生きる児童生徒には、これまで経験したことのない、新たな社会で生き抜いていくため、情報や情報手段を主体的に活用する能力を身に付けることが重要となっています。

指導要領でも、各学校での ICT を活用した学習活動の充実が明記され、各教科等の特性に応じて、児童生徒が ICT を活用し、情報の収集・発信・共有等を行ったり、プログラミング的思考や情報モラル、ネットワークセキュリティ等に関する知識を学んだりすることが示されています。

本市では、GIGA スクール構想に伴う一人一台端末の導入により、新しい学びであるプログラミング教育をはじめ、主体的・対話的で深い学びを実現するために情報活用能力を育成します。本市では情報活用能力として、次の5つを中心に育成します。

① 情報と ICT 機器を適切に活用するための知識と技能	知識・技能
② ICT 機器を活用して、必要な情報を収集、整理、比較、分析、表現する力	思考力
③ ICT 機器を活用し、仲間と協力して問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力	判断力
④ プログラミング的思考	表現力
⑤ 情報モラル・情報セキュリティを踏まえ、多角的に情報を検討しようとする態度	学びに向かう力 人間性

2 GIGA 第1期の総括

GIGA 第1期では、端末として iPad を児童生徒、教職員に整備しました。また、各校の教室や特別教室に Wi-fi 環境、Apple TV を整備しました。授業での端末利用を促進するために、端末でできることを学年・教科・単元ごとに検索できる「学習用タブレット実践検索」システムを作成し、ICT を使った授業実践を手軽に調べる取り組みをしました。「個別最適な学び」の手立てとして、ドリルアプリのラインズ「e ライブラリ」を、「協働的な学び」の手立てとして、Sky 株式会社「SKYMENU CLOUD」をそれぞれ導入しました。活用は徐々に広がっています。

動画や写真の撮影、プログラミングなどが手軽に行われるようになり、iPad を文房具のように扱えるようになってきています。「SKYMENU CLOUD」を使ったカラー資料の配布、児童生徒のふり返りの回収が普及し、ペーパーレスにも効果をあげています。

しかし、令和6年度全国学力・学習状況調査の学校質問から、その活用状況を全国と比較すると、まだまだ十分活用が進んでいません。以下、次項に掲げる「表 令和6年度全国学力・学習状況調査 学校調査 ICT に関する項目」をふまえて、いくつかの項目に絞り、重点的に ICT 機器の利活用を推進します。

表 令和6年度全国学力・学習状況調査 学校調査 ICT に関する項目

質問(もとの質問文を省略して掲載)	本市	全国(小)	全国(中)
① 大型提示装置等の ICT 機器を活用した授業	58.3%	92.9%	91.9%

② 教員が ICT 機器の使い方を学ぶ研修の機会	75.0%	95.1%	90.8%
③ ICT 機器の活用に関するサポートの有無	100.0%	88.9%	84.6%
④ 児童生徒用タブレットの授業での活用割合	83.3%	93.2%	90.8%
⑤ 自分で調べる場面における児童生徒用タブレットの使用状況	50.0%	76.6%	70.4%
⑥ 自分の考えをまとめ、発表・表現する場面におけるタブレットの使用状況	16.7%	55.1%	51.9%
⑦ 教職員と児童生徒がやりとりする場面におけるタブレットの使用状況	25.0%	59.7%	57.4%
⑧ 児童生徒同士がやりとりする場面におけるタブレットの使用状況	25.0%	45.0%	41.1%
⑨ 自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面におけるタブレットの使用状況	25.0%	52.8%	42.2%
⑩ ICT 活用用途(1)不登校児童に対する学習活動等の支援	8.3%	26.9%	38.5%
⑪ ICT 活用用途(2)希望する不登校児童に対する授業配信	8.3%	22.4%	35.6%
⑫ ICT 活用用途(3)特別な支援を要する児童への学習活動の支援	50.0%	48.5%	48.9%
⑬ ICT 活用用途(4)外国人児童に対する学習活動等の支援	25.0%	14.3%	15.6%
⑭ ICT 活用用途(5)児童の心身の状況の把握	0.0%	28.5%	33.1%
⑮ ICT 活用用途(6)児童とのオンラインを活用した相談・支援	0.0%	8.3%	11.2%
⑯ 障害のある児童生徒がタブレットを活用する際、入出力支援装置を活用した支援	8.3%	17.4%	14.0%

(小学校と中学校を合算、「ある」と「どちらかと言えばある」の合計、または週 3 回以上活用の合計)

■は、全国を上回るもの、または、差が 10 ポイント以内のもの

3 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用

「④児童生徒用タブレットの授業での活用割合(83.3%)」をさらに高めるためには、教職員が ICT 機器でできることを知り、その活用方法を利用できる知識や技能が必要になります。しかし、「②教員が ICT 機器の使い方を学ぶ研修の機会(75.0%)」と全国と比べても低くなっています。そこで、タブレット端末の利活用に関する教員研修を、碧南市教育委員会主催で進めます。

まず、市内全教職員を対象としたオンライン研修を実施し、タブレット端末でできることの幅を広げます。また、学校で ICT 機器活用を推進するリーダーを養成する対面研修(教育工学研修会)を行います。さらに、新しく本市で勤務することになった先生方を対象にした ICT 研修を初任者研修の一環として実施します。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

個別最適な学びや協働的な学びには、必ずしもタブレットを活用する必要はありません。しかし、タブレットもこれらの学びの場面に活用することで、学習の幅が広がり、情報活用能力に育成にも資するものになります。学びの場面の幅を広げ、学びのハイブリッド化を進めるために、上記研修を「⑨自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面におけるタブレットの使用状況(25.0%)」を高めるために、

ラインズ「e ライブラリ」やその他のドリルアプリを積極的に紹介し、そのよりよい利用方法を学ぶ研修を行います。また、「⑥自分の考えをまとめ、発表・表現する場面におけるタブレットの使用状況(16.7%)」、「⑧児童生徒同士がやりとりする場面におけるタブレットの使用状況(25.0%)」の低さから、本市においては、グループ活動の場面では ICT 機器の利用が十分に進んでいません。そこで、上記研修では、端末を用いたグループワークを進めるための実践的な研修を中心に行い、「協働的な学び」における ICT 機器の活用を推進します。

(3) 学びの保障

「⑬ICT 活用用途(4)外国人児童に対する学習活動等の支援(25.0%)」については、全国と比べると利活用の割合は高いです。しかし、本市は、日本語に通じない児童生徒の割合が年々高くなっている状況にあります。そこで、マルチメディアデージー教科書の利活用を広げることを通して、学習活動支援を進めていきます。

また、「⑭ICT 活用用途(5)児童の心身の状況の把握(0.0%)」に対しては、SKYMENU「健康観察」機能内の「□うれしい □ふつう □かなしい」を利用した「心の健康観察」を、各小中学校に紹介、推奨していきます。

※ マルチメディアデージー教科書：発達障害等により教科書の文字等を読むことに困難がある児童生徒に向けて製作されている教材。教科書の内容を音声で読み上げる等、様々な機能がある。令和6年度から日本語に通じない児童生徒にも提供されることになった。

(4) タブレット端末の持ち帰りの推進

本市では、なかなかタブレット端末の「持ち帰り」が進まない現状があります。その要因はいくつかありますが、第一にタブレット端末の充電を学校のタブレットボックスで行うことがあげられます。本市の場合、児童生徒の家庭で充電することを念頭に入れていません。そのため、充電ケーブルやアダプタについても持ち帰る必要があります。また、タブレット端末自体の重さが、特に小学校低学年の児童には負担になったり、さらにタブレット端末自体の破損の心配があったりする不安が先に立っています。

また、持ち帰りの際のルールづくりも課題となっています。タブレット端末は、ともすれば児童生徒にとって都合のよいおもちゃになる可能性もあります。

しかし、「持ち帰り」が一般化すれば、宿題をデジタルドリルで実施するなど、ペーパーレス化、教材費の負担軽減にも少なからず影響があります。

タブレット端末の持ち帰りを進めるためには、まず限定的に「月曜日は持ち帰りの日」といったキャンペーン活動を本市教育委員会主導で呼びかけていきます。金土日で満充電になったタブレット端末ならば、月曜日の学校での利用と持ち帰り後の宿題等の利用に耐えられるであろうと考えます。それとともに、家庭での「タブレット端末利用のルール」の整備、タブレット端末との適切な利用法を情報モラル教育のなかで指導していく必要があります。

協議事項エ 令和7年度職員の人事異動について（教育部）

当日資料のとおり